

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 1		
事務・権限移譲等検討シート（個票）				
事務・権限名	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）			
事務・権限の概要	<p>個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）に基づき、全国の労働局及び労働基準監督署等に「総合労働相談コーナー」を設置（全国385箇所）し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、総合労働相談を行っている。</p> <p>また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行っている（あっせんは紛争調整委員会に委任）。</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	1,586百万円（平成25年度予算案計上額）			
関係職員数	74人（平成25年度末定員）			
事務量（アウトプット）		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	総合労働相談件数	1,141,006	1,130,234	1,109,454
	民事上の総合労働相談件数	247,302	246,907	256,343
	助言・指導申出受理件数	7,778	7,692	9,590
	あっせん申請受理件数	7,821	6,390	6,510
地方側の意見	<p>全国知事会国出先機関原則廃止PT「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月）では「個別労働関係紛争の解決の促進に関すること」が「地方移管する事務」と整理されている。</p>			
その他各方面の意見	<p>① 労働政策審議会から、平成22年4月に厚生労働大臣あて次の意見が提出されている。</p> <p>「個別労働紛争対策については、国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を有し、都道府県は三者構成の労働委員会を有しており、国と都道府県のそれぞれに特徴があるので、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特徴を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要である。」</p> <p>② 連合から、平成21年6月の「政策・制度要求と提言」において権限・体制の強化が求められている。</p>			
平成21年工程表における見直しの内容	<p>都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。</p>			
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出し、参加機関、協議事項等の拡充を図った（別添参照）。</p> <p>具体的には、地域の実情に応じ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談担当者のための合同研修会の実施 ② 参加機関共同での労働相談会の実施 ③ 共同でのセミナーの開催の実施 <p>等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進しているところ。</p>			

<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月、地方分権改革推進委員会第2次勧告に次のことが盛り込まれた。</p> <p>「都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。」</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 439 363 573" style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">D</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>「工程表」に沿って、平成21年度から労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正する通達を都道府県労働局長あてに発出し、参加機関、協議事項等の拡充を図った。具体的には、地域の実情に応じ、①相談担当者のための合同研修会の実施、②参加機関共同での労働相談会の実施、③共同でのセミナーの開催の実施等により、都道府県における相談対応や紛争解決の取組みを促進し、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図ったところである。</p>
<p>備考</p>	

5年保存

厚生労働省発地第 0331005 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房長

(公 印 省 略)

「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催について」の一部改正について

個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催については、平成13年9月19日付け厚生労働省発地第133号により指示しているところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化等にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成20年4月3日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、別添1のとおり個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正することとしたので、関係機関・団体にその趣旨を十分説明し、協力を得られるよう万全を期されたい。

なお、都道府県知事に対しては、別添2により協力を依頼したところであるので申し添える。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱

1 目的

個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体として見た場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。

このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。

2 構成員

(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。

- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県労政主管部局
- ・ 都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）

(2) 裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、簡易裁判所や日本司法支援センター(法テラス)の担当者の出席を求めることができるものとする。

(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求めることができるものとする。

(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。

3 会議

(1) 協議会は、原則年 1 回又は 2 回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。

- (2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。
- ・ 各機関・団体に運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況
 - ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例
 - ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方
- (3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。
- ・ 構成員が所属する機関・団体間で連携を図るための必要な資料等の作成
 - ・ 構成員が所属する機関・団体間の窓口担当者等のための合同研修会の実施
 - ・ 構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施
 - ・ その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等
- (4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。

別添2

厚生労働省発地第0331006号

平成21年3月31日

都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房長

個別労働紛争の解決に係る機関相互の連携強化について

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行に係る連携協力については、平成13年9月19日付け厚生労働省発地第133号により貴職あて通知したところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化、にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成20年4月3日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化することが必要と考えており、現在貴都道府県に御参加いただいている「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」について別添のとおり開催要綱を改正することとしたので、引き続き同協議会への参加について御理解と御協力をよろしく願います。

(参考) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。</p> <p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p> <p>2 構成員</p> <p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ <u>都道府県労働委員会事務局</u>（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。） <p>(2) 裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、<u>簡易裁判所</u>や日本司法支援センター（<u>法テラス</u>）の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。</p> <p>3 会議</p> <p>(1) 協議会は、原則年1回又は2回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>構成員が所属する機関・団体の間で連携を図るための必要な資料等の作成</u> ・ <u>構成員が所属する機関・団体の間の窓口担当者等のための合同研修会の実施</u> ・ <u>構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施</u> ・ <u>その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等</u> <p>(4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>	<p><u>個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携を図ることが重要である。</p> <p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換を行うとともに、それぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行い、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p> <p>2 構成員</p> <p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ <u>地方労働委員会事務局</u>（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。） <p>(2) 裁判手続や調停手続の情報提供を得るため、地方裁判所の担当者の出席を求めることができるものとする。</p> <p>(3) このほか、当該都道府県において個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体（<u>弁護士会等</u>）がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。</p> <p>3 会議</p> <p>(1) 協議会は、原則年1回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>

消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)

「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)」

(平成20年4月3日国民生活審議会) 抜粋

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

3. 働く人を大切にする社会づくりの推進

(2) 情報提供・相談体制の充実

働く人にとって施策や相談窓口の情報が、分かりやすく、利用しやすい形で提供されていないことや、各地域において、ワンストップで相談できる体制が十分に整備されていないことといった課題がある。

このため、厚生労働省において、全国レベルで、国の行政機関におけるデザイン、規格及び設置位置の統一の検討等を踏まえ、ポータルサイトの新設により必要な情報を簡単に検索できるような仕組みを整備するとともに、地域レベルにおいても、都道府県の段階において、ワンストップサービス窓口である統括情報窓口の整備及び専門相談窓口のネットワーク化による相談体制の整備を図る必要がある。

また、相談、紛争処理、訓練そのほかの支援についてノウハウの蓄積・活用を図り支援・相談体制の充実に資するため、厚生労働省において、これを有する機関や団体を中心に、国や地方公共団体の行政機関・関係団体、民間企業等が協力して、ノウハウの効率的な集積及び活用ができるような取組を進める必要がある。

出先機関改革に係る工程表（抜粋）

〔平成 21 年 3 月 24 日
地方分権改革推進本部決定案〕

国の地方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8 府省 15 系統の機関を中心に、出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね 3 年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

（1）出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）第 8 条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

(別 紙)

(抜 粋)

厚生労働省 都道府県労働局		
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限
総務部等	—	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）
		見直しの内容
		都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 2
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督、並びに地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	
事務・権限の概要	<p>○国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督</p> <p><根拠法令> 職業安定法第 30 条、第 48 条の 2、労働者派遣法第 5 条、第 48 条等</p> <p><目的> 職業紹介事業・労働者派遣事業について、職業安定法及び労働者派遣法に基づき、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p><事務内容> 都道府県労働局において、派遣会社等を訪問し、派遣労働者の管理台帳や派遣契約書等を確認するなどの方法によって、職業紹介事業、労働者派遣事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、事業開始の許可申請に係る書類等の審査業務など、職業紹介事業、労働者派遣事業の許可等に関する事務を実施している。</p> <p>○地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督</p> <p><根拠法令> 職業安定法第 33 条の 4、第 48 条の 2 等</p> <p><目的> 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、法違反等なく適正に実施されるようにする。</p> <p><事務内容> 都道府県労働局において、事業所への訪問や帳簿書類の確認等の方法により、地方公共団体が行う無料職業紹介事業が適正に実施されるための法違反等に対する指導監督業務を実施している。また、届出の内容が法令等に適合するかを確認するなど、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の届出に関する事務等を実施している。</p>	
予算の状況 (単位:百万円)	7,774 百万円	
関係職員数	493 人 (平成 25 年度末定員)	
事務量 (アウト プット)	<p>【指導監督】 職業紹介事業：3,497 件 (24 年度) 労働者派遣事業：14,153 件 (24 年度)</p> <p>【許可等件数】 職業紹介事業：4,055 件 (23 年度) 労働者派遣事業：3,675 件 (23 年度)</p> <p>※職業紹介については、有料及び無料職業紹介の許可及び許可更新事業所数。派遣については、一般労働者派遣事業の許可及び許可更新事業所数。</p> <p>【事業所数】 職業紹介事業 許可事業所数：18,390 所 (23 年度末現在) 労働者派遣事業 許可・届出事業所数：82,658 所 (23 年度末現在)</p> <p>【無料職業紹介を行う地方自治体】 164 団体 (42 都道府県 2 区 71 市 43 町 5 村 1 組合) が実施。(23 年度末現在)</p>	

地方側の意見	
その他各方面の意見	<p><社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)></p> <p>このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p>
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施(希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの)を推進中である(平成25年4月1日現在、88自治体で実施中)。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成25年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体(福祉事務所を設置する地方自治体)が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議(第4回:25.3.15、第7回:25.4.23)において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
その他既往の政府方針等	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22.12.28閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所(ハローワーク)</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程にお</p>

	<p>いてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第15回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(23.12.26)> (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う(仮称:ハローワーク特区)。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果(事務・権限の区分)</p> <div data-bbox="197 860 363 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">B</div> <p>(参考) 平成22年の検討結果 C-c</p>	<p>(区分の理由等)</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策(無料職業紹介を含む)との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。(これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。)</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働</p>

	<p>者派遣事業の監督に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>国以外の者が行う職業紹介事業等に対する監督については、事業展開が広域化し、二重派遣など複雑な事案が発生するなど、監督業務においても都道府県域を越えた連携や高度な専門性が日常的に必要となっている。具体的には、全国展開を行う事業主の複数の都道府県の支店において同様の違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業主から派遣労働者が派遣されている場合、さらにそれらの派遣元事業主が、別の派遣元から受け入れた労働者を派遣している場合といった複雑な違反事案への対応等、都道府県域を越えた監督業務や複雑な違法事案への対応を行うことが常態化している。</p> <p>仮に、許可等及び監督の業務を都道府県に移管した場合、こういった複雑な事案に対し、都道府県域を越えた監督を効果的・効率的に実施することが難しくなり、派遣労働者の迅速・的確な保護に欠ける恐れがあることから、許可等及び監督の業務は引き続き国が職業安定行政の一環として全国統一かつ機動的に行うことが適切である。</p> <p>地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督に係る業務についても、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>理由は以下のとおり。</p> <p>地方自治体の行う職業紹介に係る監督においても、職業安定法に基づく適正な運営を確保することが必要であり、民間職業紹介事業者等と守るべきルールは同じであることから、その民間職業紹介事業者等や他の地方公共団体において、同様の違法があったときの指導等について差異が生じないよう、国において全国統一かつ機動的に行うことが適切である。</p> <p>仮に、民間の職業紹介事業者の監督業務は地方自治体が行い、地方自治体が行う無料職業紹介の監督業務は国が行うこととすると、国が両者について全国統一的に監督に係る業務を行う場合に比べ、行政効率が非効率となる。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 3
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条、 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等</p> <p><目的> 各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もって職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること</p> <p><業務内容> 公共職業安定所（ハローワーク）において、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとして、全国ネットワークによる求職者・求人者に対する無料職業紹介事業を雇用保険、雇用対策と一体的に実施。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	132,640 百万円	
関係職員数	5,678 人（平成25年度末定員）	
事務量（アウト プット）	利用実績（23年度・常用） 新規求職者数：721万2千人 就職件数：195万3千件 就職率：27.1% （ハローワーク箇所数：545箇所）	
地方側の意見	<p><全国知事会「当面の地域主権改革の方向性に関する提言（24.5.7）」> 4. 国の出先機関原則廃止 ハローワークについては、ハローワーク特区（仮称）及び一体的取組を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、移管を実現すること。</p>	
その他各方面の 意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）> 1 ハローワークの縮小について ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県域を越えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。 ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。 ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。 ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。 したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきで 	

なく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」(22.4.1)>

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

<社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(25.1.25)>

このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

<p>平成 21 年工程表における見直しの内容</p>	<p>地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。</p> <p>また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。</p>
<p>平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方自治体がそれぞれの役割を確実に果たし、一緒になって雇用対策を行うことが地域住民に対するサービス強化につながることから、ハローワークと地方自治体による一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）を推進中である（平成 25 年 4 月 1 日現在、88 自治体で実施中）。特に、福祉事務所等に生活困窮者等の就職支援窓口を設置する取組は、平成 25 年度にさらに拡充することとしている。さらに、埼玉県及び佐賀県において、ハローワーク特区を実施中である。 ・社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（25. 1. 25）を踏まえ、生活困窮者自立支援法案に、生活困窮者の雇用の機会の確保のため無料職業紹介事業を行う地方自治体（福祉事務所を設置する地方自治体）が希望する場合はハローワークの求人情報をオンライン提供する義務規定を設けており、地方自治体が自ら職業紹介等の就労支援を一貫して実施することを可能にする。 ・産業競争力会議（第 4 回：25. 3. 15、第 7 回：25. 4. 23）において、ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供することを、厚生労働大臣より提案したところであり、その具体化について検討することとしている。
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22. 12. 28 閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」></p>

	<p>(H23. 12. 26) > (ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div data-bbox="197 539 363 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>B</p> </div> <p>（参考） 平成22年の検討結果 C-c、 一部A-b</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>地域の実情に合った雇用対策を進めていくためには、最低限のセーフティネットとして全国ネットワークの職業紹介を行うハローワークと、住民福祉等を担う地方自治体が行う各種雇用対策（無料職業紹介を含む）との一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、</p> <p>① 一体的実施については、平成23年度中に24自治体、平成24年度中に55自治体が開始しており、平成25年度も9自治体が開始し、これ以外にも多くの地方自治体で開始に向けて調整中である。特に、生活保護受給者等を支援対象とする一体的実施については、25年度中にさらに拡充するべく調整中である。</p> <p>ハローワーク特区については、埼玉県及び佐賀県からの提案に基づき、平成24年8月に埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣が協定を締結し、平成24年10月から事業を開始したところである。</p> <p>② 生活困窮者自立支援法案において、生活困窮者の雇用の機会の確保に対する国及び地方自治体の役割を明確化するとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方自治体に対し、オンラインでの情報提供を義務付ける規定を設けている。</p> <p>③ 生活困窮者以外の場合についても、無料職業紹介事業を行う地方自治体等が希望する場合に、ハローワークの求人情報ネットワークからオンラインで求人情報を提供できる仕組みを創設し、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した、多様なサービスの提供を可能とする。（これにより、地方自治体が、ハローワークによるナショナルミニマムとしてのセーフティネットへの上乗せとして、独自の雇用対策を行うための環境が整備され、各地域における雇用対策が一層充実する。）</p> <p>これらの取組を通じ、地域に密着した支援を実施する地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。</p> <p>なお、ハローワークの全国ネットワークによる無料職業紹介に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。</p> <p>地方移管が不適切な理由は以下のとおり。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致</p> <p>雇用保険業務を地方自治体に移管した場合、財政責任を負わずに地方自治体が失業認定事務を実施することになり、失業給付の濫給、国民負担の増大（保険料の引き上げ、給付カット）につながる恐れがある。</p>

	<p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる</p> <p>求職者・求人者は、都道府県を越えて求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなるため、就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>(例) 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成23年度実績)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>国は都道府県に対し、雇用対策に関する指揮命令はできない。このため、ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例) リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>ILO第88号条約第2条「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」を遵守することができなくなる。</p> <p>※ ハローワークの地方移管については、利用者である労使も反対している(前述の労働政策審議会意見書(21.2.5、22.4.1)を参照)。</p>
備考	

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：都道府県労働局		No. 4
事務・権限移譲等検討シート（個票）		
事務・権限名	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	
事務・権限の概要	<p><根拠法令> 雇用保険法第7条、第15条、 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等</p> <p><目的> 労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活の安定と再就職の促進を図ること</p> <p><業務内容> 国の出先機関である公共職業安定所（ハローワーク）において、事業主が新たに労働者を雇用した時や労働者が離職した時の届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等を実施している。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	49,091 百万円	
関係職員数	2,985 人（平成 25 年度末定員）	
事務量（アウト プット）	<p>資格取得件数：7,393,523 件（平成 23 年度）</p> <p>資格喪失件数：7,047,517 件（平成 23 年度）</p> <p>受給資格決定件数：1,931,711 件（平成 23 年度）</p> <p>受給者実人員数（月平均）：624,953 人（平成 23 年度）</p>	
地方側の意見		
その他各方面の 意見	<p><労働政策審議会「地方分権改革に関する意見」（21.2.5）>（抄）</p> <p>1 ハローワークの縮小について</p> <p>ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p> <p>④（略）</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p> <p><労働政策審議会「出先機関改革に関する意見」（22.4.1）>（抄）</p> <p>ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。</p>	

	<p>④ (略)</p> <p>したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。</p>
平成 21 年工程表における見直しの内容	<p>雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。</p>
平成 21 年工程表決定又は平成 22 年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	<p>平成 23 年度より開始している一体的実施（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分なニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務も実施している。</p>
その他既往の政府方針等	<p><「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(22.12.28 閣議決定)></p> <p>(3) 公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。</p> <p>上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO 第 88 号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。</p> <p><第 15 回地域主権戦略会議了承「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」(23.12.26)></p> <p>(ハローワーク)</p> <p>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西 1 か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</p>
検討結果（事務・権限の区分）	<p>(区分の理由等)</p> <p>一体的実施事業（希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う福祉等の業務を一体的に実施するもの）において、利用者から十分な</p>

B

(参考)
平成 22 年の検討
結果
C - c

ニーズが見込める場合には、国と地方自治体が一体的実施を行う施設において、雇用保険関係業務を行うことは可能である。

なお、雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。

理由は以下のとおり。

- ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ（※）、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。

このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として運営する必要がある。

※ 都道府県別の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成 18 年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の 3 倍以上、東京都の 7 倍以上の保険料が必要となる。

- ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要がある。仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の濫給の恐れがあることから不適切である。

※ 英・米・独・仏等、先進諸国では、財政責任と運営責任の分離はない。

- ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の濫給が発生したが、サッチャー政権下で 1986 年に両者を統合した結果、失業給付受給者が 1/3 減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の国際標準である。

- ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。

備考